



R

付録

APPENDIX

自動車分解整備事業の認証基準

認証工場のご案内

道路運送車両法では「自動車特定整備事業を営む者とする者は、自動車特定整備事業の種類および分解整備を行う事業場ごとに地方運輸局長の認証を受けなければならない」と定められています。

(車両法第78条第1項)

道路運送車両法の一部改正

事業として行う場合に認証が必要な「分解整備」の範囲に、先進技術に係る整備・改造が含まれず、安全性が確保されないおそれがあることから、当該範囲を拡大する必要があるとして、「道路運送車両法の一部改正」が2019年5月24日に交付され、特定整備制度が2020年4月1日に施行されました。

改正内容

認証を要する「分解整備」の対象装置に「自動運行装置」を追加するとともに、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造にまで定義を拡大し、名称を「特定整備」に改める

対象装置	取り外して行う整備・改造	取り外しを伴わない、作動に影響を及ぼす整備・改造
原動機 動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置 連結装置	従来の分解整備	定義を拡大
自動運行装置	対象装置の追加	(例) ●カメラ・レーダー等の調整

特定整備

「従来の分解整備」と「新たに特定整備となる作業（電子制御装置整備）」の両方を指す

特定整備作業の範囲

- 原動機を取り外して行う自動車の整備または改造
- 動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く）、トランスミッション、プロペラ・シャフトまたはデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備または改造
- 走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く）またはリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車（二輪の小型自動車を除く）の整備または改造
- かじ取り装置のギヤボックス、リンク装置の連結部またはかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備または改造

- 制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く）もしくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、または二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備または改造
- 緩衝装置のシャシばね（コイルばねおよびトーションバー・スプリングを除く）を取り外して行う自動車の整備または改造
- けん引自動車または被けん引自動車の連結装置（トレーラヒッチおよびボール・カップラを除く）を取り外して行う自動車の整備または改造
- 取り外しを伴わなくとも自動運行装置の作動に影響を及ぼす整備または改造

電子制御装置整備の対象となる作業

自動車の安全な運行に直結するものや、整備作業の難易度が高い（整備要領書やスキャンツールの活用が必要）ものとして、以下を、特定整備の対象となる作業（電子制御装置整備）とします。

- 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれがある整備・改造
- 衝突被害軽減制御装置（いわゆる自動ブレーキ）、自動命令型操舵機能（いわゆるレーンキープ）に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等の取り外しや機能調整
- ①、②に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着

自動車分解整備事業（認証）の種類

認証の種類は3種類あり、それぞれに対象とする自動車を指定し、また8つの装置の中からその種類を特定して申請することもできます。

事業の種類	対象車種
普通自動車分解整備事業	①普通自動車（大型） ●車両総重量が8t以上のもの ●最大積載量が5t以上のもの ●乗車定員が30人以上のもの ②大型特殊自動車または普通自動車（中型） ●最大積載量が2t以上のもの ●乗車定員が11人以上のもの ●①以外のものを対象とする場合 ③普通自動車（小型） ●貨物の運送用に供するもの ●散水自動車、広告宣伝用自動車、霊柩自動車 その他特種な用途に使用されるもの ●①、②以外のものを対象とする場合 ④普通自動車（乗用） ①、②、③以外のものを対象とする場合 ⑤小型四輪自動車 ⑥大型特殊自動車
小型自動車分解整備事業	①小型四輪自動車 ②小型三輪自動車 ③小型二輪自動車 ④軽自動車
軽自動車分解整備事業	①軽自動車

対象装置

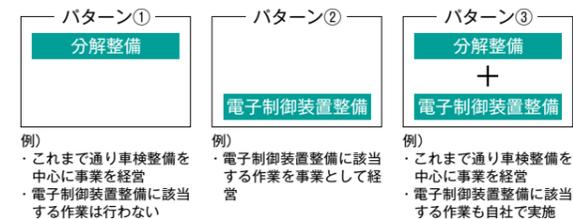
対象装置	一般的な呼称
原動機	エンジン
動力伝達装置	トランスミッション、クラッチなど
走行装置	フロント・アクスル、リア・アクスルなど
操縦装置	ステアリングおよびそのギヤボックスなど
制動装置	ブレーキ関連
緩衝装置	サスペンション関連
連結装置	けん引車およびその装置
自動運行装置※	自動ブレーキに用いられるカメラやレーダーの軸の調整など →電子制御装置整備

※レベル3以上の自動運転システムでデータ記録機能を付けているもの

認証の基準

新たに特定整備の対象となる作業については、従来と作業に必要な設備・機器が異なることから、現行の分解整備と電子制御装置整備の両方を事業として行う場合の認証（パターン③）だけでなく、電子制御装置整備のみの作業（パターン②）、現行の分解整備の範囲のみの作業（パターン①）を事業として行う場合であっても、地方運輸局長の認証を受けることができることとする。

①認証のパターン



②整備主任者の選任

■パターン①の場合

1級自動車整備士もしくは2級自動車整備士の資格を保有している者。整備主任者は他の事業場の整備主任者となることはできません。
※原動機を対象とする分解整備を行う場合は、2級自動車シャシ整備士の技能検定を除く

■パターン②の場合

1級自動車整備士（二輪を除く）の資格を保有している者または1級自動車整備士（二輪）、2級自動車整備士、自動車電気装置整備士、自動車車体整備士いずれかの資格を保有している者が、国土交通大臣が定める一定の基準を満たしている講習を受講し、一定の技術を習得した者とする。

■パターン③の場合

1級自動車整備士（二輪を除く）の資格を保有している者または1級自動車整備士（二輪）もしくは2級自動車整備士のいずれかの資格を保有している者であって国土交通大臣が定める一定の基準を満たしている講習を受講した者とする。

③工員の構成

■パターン①の場合

整備主任者のほかに分解整備に従事する従業員が最低1名必要です。

■パターン②の場合

工員数	ガラス交換、バンパー交換等のほかエーミング作業を適切に実施する必要があることから、2人以上とする
自動車整備士の最低要件	工員のうち、少なくとも1人については、1級自動車整備士（二輪を除く）の資格を保有している者または1級自動車整備士（二輪）、2級自動車整備士、自動車電気装置整備士、自動車車体整備士のいずれかの資格を保有している者が、国土交通大臣が定めた一定の基準を満たしている講習を受講し、一定の技術を習得した者とする
自動車整備士保有割合	工員の1/4以上（1級自動車整備士、2級自動車整備士、3級自動車整備士、自動車電気装置整備士、自動車車体整備士/全整備要員）とする

■パターン③の場合

パターン①およびパターン②全ての要件に適合することが必要

④面積に関する基準

認証を取得するために必要な最低の面積は下表のとおりです。

■パターン①の場合

作業場の面積に対する基準表 [1997年2月施行]

事業の種類	分解整備の種類		屋内作業場の規模の基準				車両置場の規模の基準		
	対象車種	対象装置	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場		間口	奥行
			間口	奥行		間口	奥行		
普通自動車分解整備事業	普通自動車(大型) ・車両総重量8t以上 ・最大積載量5t以上 ・乗車定員30人以上	原動機	5m以上	13m以上	12㎡以上	5m以上	13m以上	3.5m以上	11m以上
		動力伝達装置	5m以上	12m以上	7㎡以上	5m以上	12m以上		
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
		緩衝装置							
	連結装置	3.5m以上	12.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	12.5m以上			
	大型特殊自動車または普通自動車(中型) ・最大積載量2t以上 ・乗車定員11人以上 ・上欄に掲げるものは除く	原動機	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	10m以上	3.5m以上	8m以上
		動力伝達装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上		
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
		緩衝装置							
	連結装置	3.5m以上	9.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	9.5m以上			
	普通自動車(小型) ・貨物の運送用に供するもの ・散水自動車、広告宣伝用自動車 ・霊柩自動車その他特種な用途に供するもの ・上2欄に掲げるものは除く	原動機	4.5m以上	8m以上	10㎡以上	4.5m以上	8m以上	3m以上	6m以上
		動力伝達装置	4.5m以上	7m以上	6㎡以上	4.5m以上	7m以上		
		走行装置							
		操縦装置							
制動装置									
緩衝装置									
連結装置	3m以上	7.5m以上	6㎡以上	3m以上	7.5m以上				
普通自動車(上3欄に掲げるものを除く) 四輪の小型自動車 三輪の小型自動車	原動機	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上	3m以上	5.5m以上	
	動力伝達装置	4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上			
	走行装置								
	操縦装置								
	制動装置								
	緩衝装置								
連結装置	2.8m以上	6.5m以上	5㎡以上	2.8m以上	6.5m以上				
二輪の小型自動車	原動機	3m以上	3.5m以上	4㎡以上	3m以上	3.5m以上	2m以上	2.5m以上	
	動力伝達装置								
	走行装置								
	操縦装置								
	制動装置								
	緩衝装置								
連結装置									
軽自動車分解整備事業	原動機	3.5m以上	5m以上	6.5㎡以上	3.5m以上	5m以上	2.5m以上	3.5m以上	
	動力伝達装置	3.5m以上	4.4m以上	4.5㎡以上	3.5m以上	4.4m以上			
	走行装置								
	操縦装置								
	制動装置								
	緩衝装置								
連結装置	2.5m以上	4.7m以上	4.5㎡以上	2.5m以上	4.7m以上				

備考：2種類以上の分解整備を行う事業場の屋内作業場および車両置場の規模は、該当する分解整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。

■パターン②の場合

電子制御装置点検整備作業場の基準表

対象とする自動車	エーミングに必要な寸法(車両前部)(奥行×間口)	電子制御装置点検整備作業場の基準(奥行×間口)	参考(I)の作業場の基準(奥行×間口)
普通(大)	5m×5m	16m×5m(うち屋内7m×5m)	屋内13m×5m
普通(中)	5m×指定無し	13m×3m(うち屋内7m×3m)	屋内10m×5m
普通(小)	1m×2m	7m×2.5m(うち屋内3m×2.5m)	屋内8m×4.5m
普通(乗)	1m×2m	6m×2.5m(うち屋内3m×2.5m)	屋内8m×4m
小型四輪	1m×2m	6m×2.5m(うち屋内3m×2.5m)	屋内8m×4m
小型三輪	1m×2m	6m×2.5m(うち屋内3m×2.5m)	屋内8m×4m
小型二輪	—	—	屋内3.5m×3m
軽自動車	2m×指定無し	5.5m×2m(うち屋内4m×2m)	屋内5m×3.5m

備考：作業場の基準は、対象とする自動車の標準的な寸法にエーミングに必要な寸法を加えた数値とする

屋内の作業場の奥行については、エーミングに必要な寸法に、自動車の前部付近での作業スペース分(2m)を加えた数値とし、間口については、エーミングに必要な寸法、自動車の全幅および作業スペース分(0.5m)を考慮した数値とする(図1)

備考：作業場の要件として、作業を行う平滑な電子制御装置点検整備作業場と整備完了車および整備待ち車の路上放置(駐車)を防止するため車両置場を必要とする

備考：作業場の広さについて、エーミング作業を行うことができる車種が存在する最低限の寸法を基準として検討すること

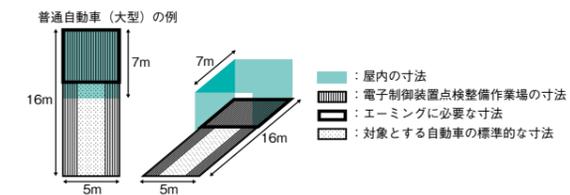


図1：電子制御装置点検整備作業場の寸法の概略図

■パターン③の場合

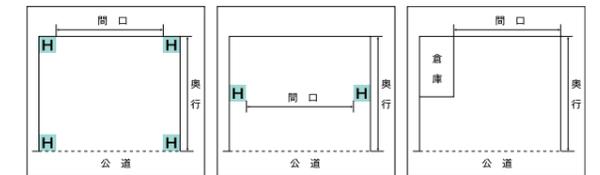
パターン①およびパターン②全ての要件に適合することが必要となる。電子制御装置点検整備作業場は、点検作業場および車両整備作業場のほか、完成検査場と兼用可

【作業場に対する基準(参考図解)】

■パターン①、③の場合

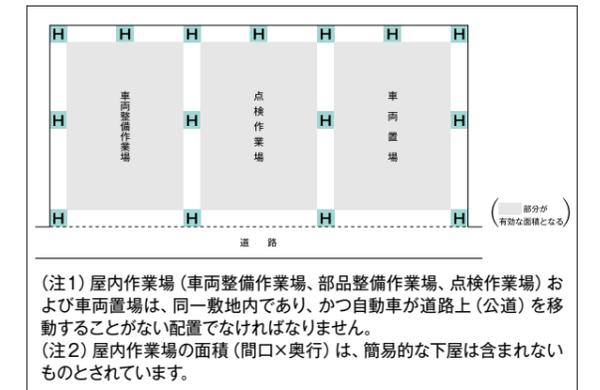
間口と奥行の測定方法について

屋内作業場の間口と奥行の測定方法は、次の通りに作業場としての有効な寸法を測定してください。なお、屋内作業場の「間口」を必ずしも「入口」と解釈しなくても差し支えありません。



有効な面積とは

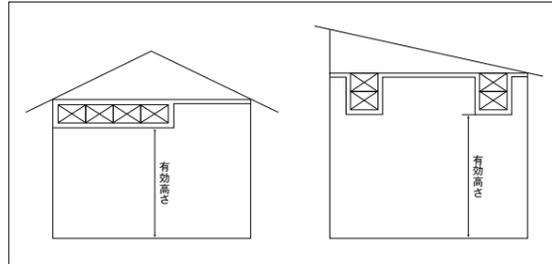
「間口×奥行」で求められる面積は、現車作業を行うことができる有効面積が確保されていなければなりません。



(注1) 屋内作業場(車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場)および車両置場は、同一敷地内であり、かつ自動車が道路上(公道)を移動することがない配置でなければなりません。
(注2) 屋内作業場の面積(間口×奥行)は、簡易的な下屋は含まれないものとされています。

天井の高さの測定方法について

天井の高さの測定方法は、次の通りに測定してください。
 天井の高さについては特に規定はありませんが、対象自動車の整備が十分に行なえる高さを有する事が重要です。
 ※事前に各地域の自動車整備振興会または陸運支局の指導を受けるのが確実です。



天井の高さ(参考)

対象車種	項目	天井の高さ	
		作業場入口	作業場内
普通(大型)	普通自動車のうち車両総重量が8t以上のもの、最大積載量が5t以上のものまたは乗車定員が30人以上のものを対象とする場合に限る。	4.1m	4.3m
大特・普通(中型)	普通自動車のうち最大積載量が2t以上のものまたは乗車定員が11人以上のものであって、普通自動車(大型)以外のものを対象とする場合に限る。	4.1m	4.3m
普通(小型)	普通自動車のうち普通自動車(大型)および普通自動車(中型)以外のものを対象とする場合に限る。	3.0m	3.2m
小四輪・小三輪		2.2m	2.5m
小二輪・軽		2.2m	2.5m

⑤設備に関する基準

認証基準に保有が義務付けられている機械工具等は下表のとおりです。

設備に関する基準表

作業機械等	対象装置	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	電子制御装置整備		
作業機械	(1) プレス	○	○	○	○	○	○	○		小型自動車分解整備事業で対象とする自動車 が二輪の小型自動車であるものにあつては、 第1号、第3号および第4号に掲げるものを除く。	
	(2) エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○			
	(3) チェーン・ブロック	○							○		
	(4) ジャッキ	○	○	○	○	○	○	○			
	(5) バイス	○	○	○	○	○	○	○			
	(6) 充電器	○									
	(7) 水準器										○
作業計器	(1) ノギス	○	○	○	○	○	○	○			
	(2) トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○			
点検計器および点検装置	(1) サーキット・テスタ	○	○	○	○	○	○	○		1. 普通自動車分解整備事業で対象とする自動車 がキャタピラを有する大型特殊自動車であるもの にあつては、第9号から第12号までに掲げるものを除く。 2. 小型自動車分解整備事業で対象とする自動車 が三輪の小型自動車および二輪の小型自動車であるもの にあつては、第9号から第11号までに掲げるものを、 二輪の小型自動車であるものにあつては、第9号から第 11号までおよび第13号に掲げるものを除く。 3. ガソリンまたは液化石油ガスを燃料とする 原動機の点検を行わない事業場にあつては、第6号、 第14号および第15号に掲げるものを、内燃機関の 点検を行わない事業場にあつては、第3号に掲げる ものを除く。	
	(2) 比重計	○									
	(3) コンプレッション・ゲージ	○									
	(4) ハンディ・バキューム・ポンプ	○	○		○	○					
	(5) エンジン・タコ・テスタ	○	○		○						
	(6) タイミング・ライト	○									
	(7) シックネス・ゲージ	○	○	○	○	○		○			
	(8) ダイアル・ゲージ	○	○	○	○	○	○				
	(9) トーイン・ゲージ			○	○			○			
	(10) キャンパ・キャスタ・ゲージ			○	○			○			
	(11) ターニング・ラジラス・ゲージ			○	○			○			
	(12) タイヤ・ゲージ			○							
	(13) 検車装置	○	○	○	○	○	○				
	(14) 一酸化炭素測定器	○									
	(15) 炭化水素測定器	○									
	(16) 整備用スキャンツール										○
工具	(1) ホイール・ブーラ			○		○				小型自動車分解整備事業で対象とする自動車 が二輪の小型自動車であるものにあつては、 第1号および第2号に掲げるものを除く。	
	(2) ベアリング・レース・ブーラ		○	○		○					
	(3) グリース・ガンまたは シャシ・ルブリケーター	○	○	○	○	○	○	○			
	(4) 部品洗浄槽	○	○	○	○	○	○	○			

備考：○印は、対象装置の項に挙げる装置を取り外して分解整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示す。

備考：パターン②の場合、その他の設備等の要件として、ターゲット等の専用器具や整備に必要な情報については、入手する方法（整備作業要領やインターネット環境等）の体制を整えることを義務とする

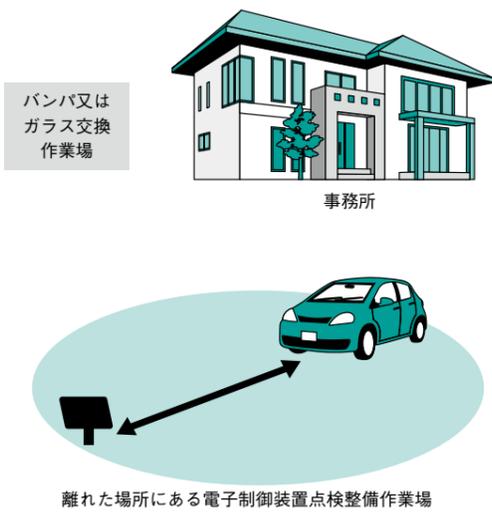
備考：自動運行装置に限り、自動運行装置を装備した自動車の点検・整備に必要な技術情報を入手できること

⑥離れた作業場および設備の共用

離れた作業場について

■パターン②の場合

事務所およびバンパー交換、ガラス交換などを行うための作業場を有しているものの、電子制御装置点検整備作業場としての要件を満たさない場合は、事務所が存在する地とは別に電子制御装置点検整備作業場および車両置場を用意し、認証を受けることができることとする



■パターン③の場合

自動車分解整備事業の認証を受けている敷地内の車両置場を使用することが可能であることから、離れた電子制御装置点検整備作業場に付置する車両置場を省略することができるものとする

設備の共用について

■パターン②・パターン③の場合

- I. 自動車分解整備事業者が他の特定整備事業者の電子制御装置点検整備作業場等を共用するケース
 - 他の特定整備事業者の電子制御装置点検整備作業場等を共用する特定整備事業者の間において、管理責任者および管理規程が明確に定められているなど共用に関する事項が契約等により確認されていることが必要



図：電子制御装置点検整備作業場を持たないB整備工場がA整備工場の電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共用するイメージ



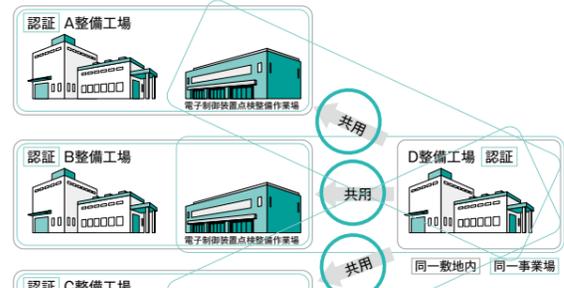
図：電子制御装置点検整備作業場を有しないb事務所(ガラス交換又はバンパ交換の作業場を有する)がA整備工場の電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共用するイメージ



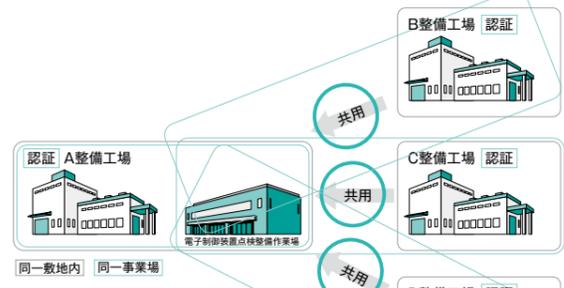
図：電子制御装置点検整備作業場を有するA整備工場、B整備工場がそれぞれの電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共用するイメージ

- II. 複数の事業者がそれぞれ離れたひとつの電子制御装置点検整備作業場および車両置場等を共用するケース

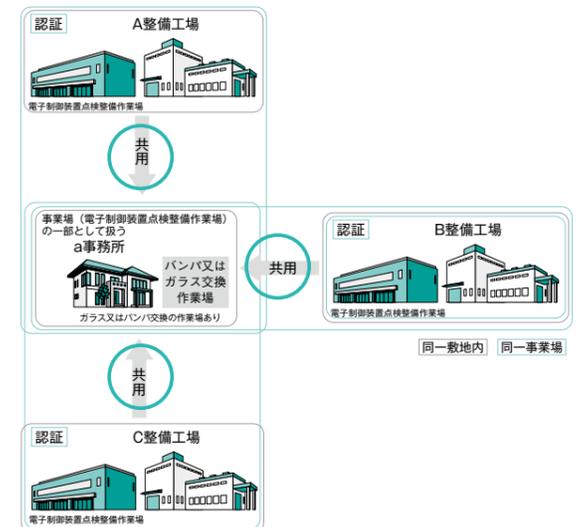
—この場合、共用先を電子制御装置点検整備作業場等として認証することから、その場所で、ガラス交換やバンパー交換をし、そのエーミング作業を実施することはできるが、エンジンの脱着など従来の分解整備を行うことはできない



図：電子制御装置点検整備作業場を有しないD整備工場がA・B・C整備工場の電子制御装置点検整備作業場及び車両置場をそれぞれ共用するイメージ



図：電子制御装置点検整備作業場を有しないB・C・D整備工場がA整備工場の電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を複数で共用するイメージ

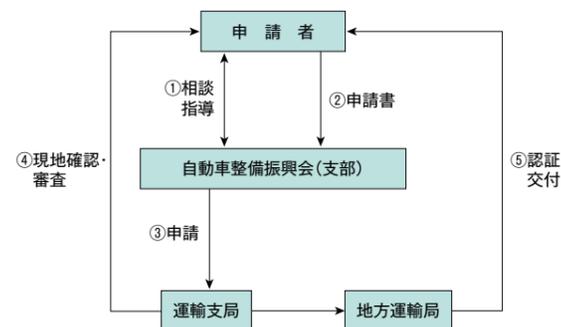


図：電子制御装置点検整備作業場を有するA・B・C整備工場が、ガラス交換又はバンパ交換の作業場を有するa事務所を共有するイメージ

申請手続き

① 申請の手順

認証の申請書は申請者が各陸運支局を経由して地方運輸局長に提出します。一般的には各地区の自動車整備振興会の支部長の承認を得て、振興会に申請します。申請に必要な書類は各地区の自動車整備振興会に準備されております。相談の上、指導を受けて申請してください。



② 申請に必要な書類

1. 自動車分解整備事業認証申請書
2. 役員名簿
3. 資金調達状況調書
4. 整備主任者選任届
5. 事業場の全景(写真)
6. 点検、整備、部品作業場(写真)
7. その他(板金・塗装)作業場(写真)
8. 車両置場および事務所(写真)
9. 認証基準で定めている作業用機械工具類(写真)
10. 従業員名簿
11. 整備士合格証(写し)
12. 建築確認済証(写し)
13. 工場設置確認書(写し)
14. 登記簿謄本(法人)、戸籍謄本または住民票(個人)
15. その他特に必要と認められる書面

事業内容の変更・届出について

自動車分解整備事業者は下記の事項について変更があった場合は変更のあった日から30日以内に、地方運輸局長に届出をしなければなりません。

1. 氏名または名称および住所
2. 法人にあつては、その役員の氏名
3. 事業場の所在地
4. 事業場の設備のうち国土交通省令で定める特に重要なもの(屋内作業場の面積または間口もしくは奥行の長さ)
5. 自動車分解整備事業者が死亡した時
6. 自動車分解整備事業者である法人が合併または解散した時
7. 自動車分解整備事業者が事業を廃止した時
8. 整備主任者を選任または変更した時(15日以内に届出)

自動車整備事業の指定基準

指定自動車整備工場のご案内

自動車の継続検査は本来、国の検査場で実施することとなっていますが、検査制度の合理化、民間の検査施設の活用もあって1962年以来、民間車検工場制度（指定自動車整備事業制度）が発足、検査の民間移行が進んでいます。
整備工場としては、当然こうした行政方針に沿った民間車検工場化が望ましいだけでなく、企業の発展を図る上で欠くことのできない資格ともいえるでしょう。

指定自動車整備工場の基準

自動車整備事業の指定を受けようとする事業場は、P.5 で記したパターン③（分解整備および電子制御装置整備）の認証を受けていなければなりません。また、次の基準を満たしていることが必要となります。

① 従業員の構成

工員数 整備士数 整備士保有率	4人以上（大型車は5人以上）※ 2人以上 1/3以上
-----------------------	----------------------------------

※対象車種に車両総重量8t以上、最大積載量5t以上、定員30人以上を含む場合は5人以上

② 検査作業場

屋内現車作業場	認証基準における車両整備作業場および点検作業場の面積以上
その他作業場	屋内現車作業場の基準面積のほか
完成検査場	屋内現車作業場の基準面積のほか
車両置場	屋内現車作業場面積×0.3以上

③ 検査用機械器具の基準

検査用機械器具は対象とする種類の自動車を検査できるものであって、次に挙げるものとなっていますが

1. 四輪以上の自動車が含まれていない場合は①
 2. ディーゼル自動車が含まれていない場合は⑧
 3. ディーゼル自動車のみの場合は⑥および⑦がそれぞれ除かれます。
- ①ホイール・アライメント・テストまたはサイドスリップテスト
②ブレーキテスト
③前照灯試験機
④音量計
⑤速度計試験機
⑥一酸化炭素測定器
⑦炭化水素測定器
⑧黒煙測定器またはオパシメータ

④ 設備の基準

作業機器等	基準	備考
オイル・バケットポンプ	○	
ホイール・バランス	△	ホイールへのタイヤ脱着作業を行う事業場にあつては必要
フリーローラ	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る（可搬式のものであつても可）
ラジエータ・キャップ・テスト	○	
電子計測機器	△	外部診断器等
検車装置	○	検車台、ビット、リフト等

備考：1. ○印は、当該事業者の作業に必要な数量および機能を保有していなければならないことを示す。
2. △印は、保有することが望ましいことを示す。

⑤ 自動車検査員の資格

指定を申請する場合は自動車検査員を事業場ごとに選任します。検査員の資格は次のいずれかに該当する者でなければなりません。

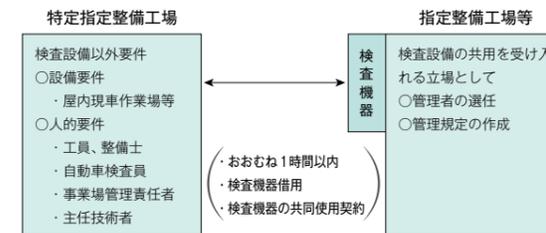
1. 整備主任者として1年以上の実務の経験を有し、適切に業務を行っていた者であつて、自動車の検査に必要な知識および技能について地方運輸局長が行う教習を修了した者（二級自動車シャシ整備士の技能検定のみ合格している者を除く）。
2. 自動車検査官の経験を有する者。
3. 軽自動車検査員の経験を有する者。
4. 自動車検査独立行政法人法第15条の審査事務を実施するものとして自動車の審査業務の経験を有する者。

⑥ 特定指定整備工場

特定指定整備工場とは、自ら検査設備を保有せず、他の指定整備工場等の検査設備を共同使用して指定整備を行う指定工場をいいます。

【検査設備の共同使用の要件】

1. 共同設備の管理責任者が明確に定められていること。
2. 自動車検査用機械器具の取扱要領、点検要領その他共用設備の管理規程が明確に定められていること。
3. 事業場間は自動車による所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。
4. 検査をする自動車を収容する車両置場が布置されていること。
5. 共同設備の能力が全ての事業場の整備能力に対応していること。



申請手続き

① 申請に必要な書類

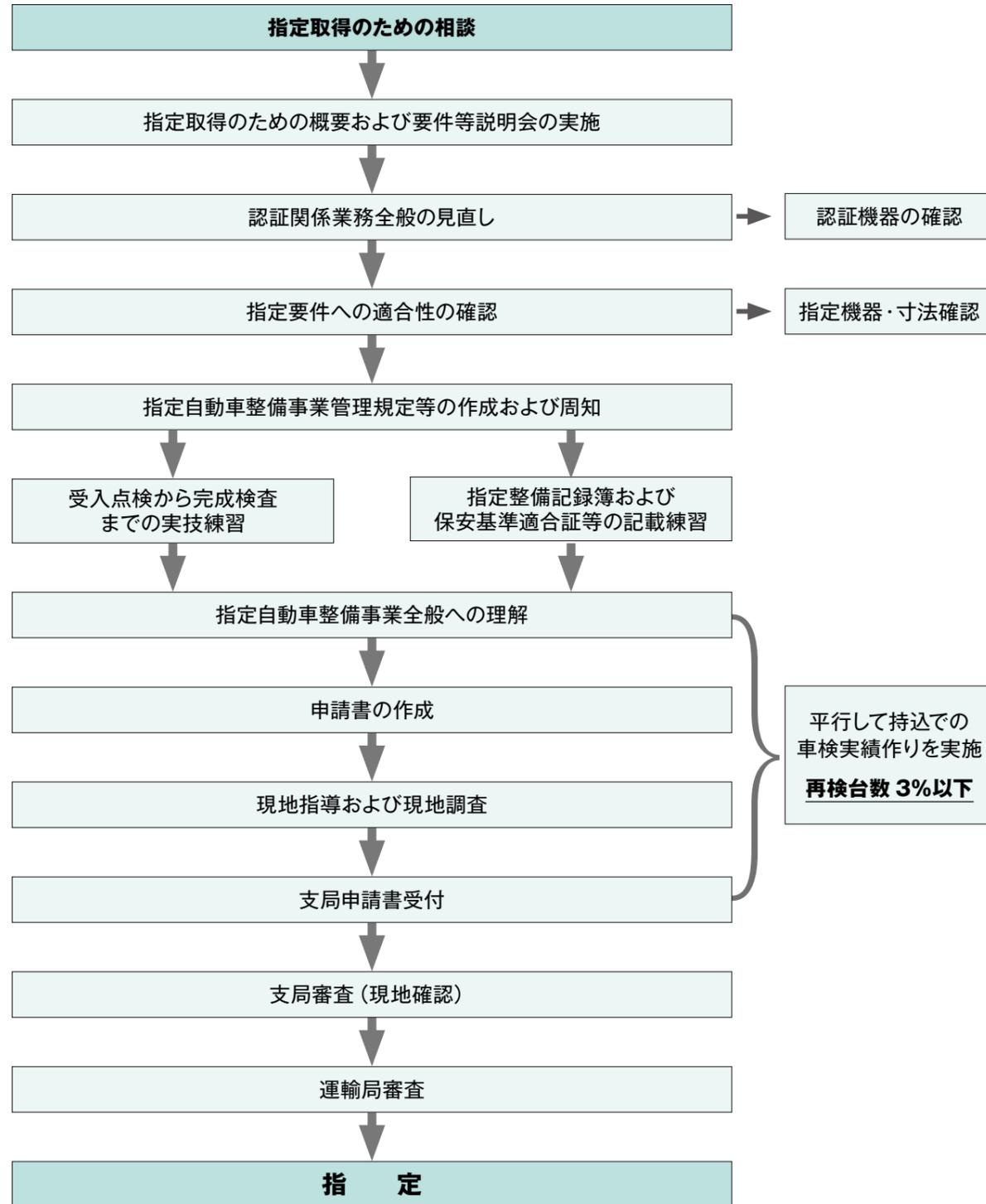
1. 指定申請は各陸運支局を経由して地方運輸局長に提出します。
2. 申請書類は各自動車整備振興会に用意されていますので振興会とよく相談してください。
3. 申請書類は地方運輸局により多少の違いがあります。

必要申請書類	認証→指定	認証→特定指定
① 指定申請書（1号様式）	○	○
② 整備用主要設備機器一覧表（5号様式）	○	○
③ 自動車検査用機器一覧表（2号様式）	○	○
4 同上精度試験成績表（写）	○	○
5 完成検査場平面図1/50	○	○
6 親工場の完成検査場平面図1/50		○
7 親工場の検査成績表・校正結果証明書（写）		○
⑧ 共同設備使用届（4号様式）		○
9 自動車検査用機器使用契約書（写）		○
⑩ 特定指定工場一覧表（11号様式）		○
11 事業者および事業場の沿革	○	○
12 認証書（写）	○	○
13 事業者組織図	○	○
⑭ 自動車検査員選・辞任届（3号様式）	○	○
15 貸借対照表および損益計算書	○	○
16 事業場平面図および設備機器配置図	○	○
⑰ 車検成績表（7号様式）	○	○
18 指定整備記録簿	○	○
19 親工場の指定書		○
20 使用帳票類一式	○	○

備考：番号欄○印は様式が決められています。

② 指定を取得するための流れ (フローチャート)

指定自動車整備事業を取得するまでの一連の流れについてまとめると、以下のようになります。



【関連事業団体】

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 (日整連)
日本自動車整備商工組合連合会 (整商連)

住所：〒106-6117
東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 17F
TEL：日整連 03-3404-6141
整商連 03-3405-6125

※日本自動車整備振興会連合会 (日整連)

各都道府県毎に支所があります。

認証・指定申請に関する各指定用紙は、そちらで入手する事ができます。
詳細は下記ホームページのリンクからご確認下さい。

日本自動車整備振興会連合会 HP：<http://www.jaspa.or.jp/>

